

## 第5号議案

### 日米エアフォース友好協会会則の一部改正（案）

第5条（会員）第（2）項を次のように改正する

「賛助会員：本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力する個人及び法人で、役員会の審議を経て会長が承認したもの。」を「賛助会員：本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力する個人、団体及び法人で、役員会の審議を経て会長が承認したもの。」に改める。

第10条（会費及び会計）第（1）項の年会費に「団体賛助会員」の規定を追加し、次のように改正する。

「(略) 個人賛助会員：10,000円、法人賛助会員(非営利法人)：20,000円 (略)」を「(略) 個人賛助会員：10,000円、団体賛助会員：20,000円、法人賛助会員(非営利法人)：20,000円 (略)」に改める。

附則 この会則は 平成29年5月9日から施行する。

#### 改正の趣旨

次の理由により賛助会員に「団体」を追加する。

- 1 現会則に規定する賛助会員は「個人及び法人」を資格要件としており、法人格を有しない任意団体は資格要件に該当しないことになる。
- 2 本会の趣旨に賛同し、本会の事業に協力する任意団体を会員として受け入れることは、本会の運営発展に有益であり、つばさ会の規則では、賛助会員として個人、法人とともに団体も規定されている。